〈第 11 次〉

聖籠町交通安全基本計画

聖籠町交通安全対策会議

目　　次

第１章　計画の概要 1

１　計画の基本理念 1
２　計画の位置づけ 1
３　計画期間 2

第２章　交通事故の現状 3

１　交通事故の推移 3
２　世代別の交通事故発生状況 4
３　状態別の交通事故発生状況 5
４　交通死亡事故発生状況 5

第３章　第 11 次聖籠町交通安全基本計画における課題と目標 . 7

１　重点課題 7
２　その他の課題 8
３　第 11 次聖籠町交通安全基本計画の目標 10

第４章　分野別の施策 12

１　交通安全思想の普及・啓発 12
２　道路交通環境の整備 15
３　交通事故被害者等対策の推進 16

第１章　計画の概要

１　計画の基本理念

「第５次聖籠町総合計画」で示されている、「誰もが“生まれて良かった、住んで良かった”と思える町づくり」を実現していくためには、安心して暮らせる環境づくりを推進していくことが必要です。

交通安全の確保は、安心で安全な社会づくりのために、重要な要素の一つであることから、これまで、町では交通安全に特化した「聖籠町交通安全基本計画」を策定し、町をはじめ、関係機関・団体が一体となって各種施策を推進してきました。

その結果、国・県と同様に、本町においても交通事故の発生件数は減少傾向が続いていますが、一方で、尊い命が交通事故により失われている現状もあることから、交通死亡事故ゼロに向けた取り組みは、今後も続けていく必要があります。

また、交通安全対策をより一層推進していくためには、交通環境や社会情勢の変化などに適切に対応し、より実効性のある対策を、計画的、重点的に実施していく必要があります。

「第 11 次聖籠町交通安全基本計画」は、交通事故そのものの発生件数を減らし、“交通死亡事故ゼロ”を達成するため、町をはじめ、関係機関・団体、そして、町民一人ひとりが一体となって、安心で安全な社会を築きあげていくために策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、「聖籠町交通安全対策会議」が、国の交通安全基本計画及び新潟県交通安全計画に基づき策定するもので、本町における交通安全に関する総合的な施策の大綱を定めたものです。

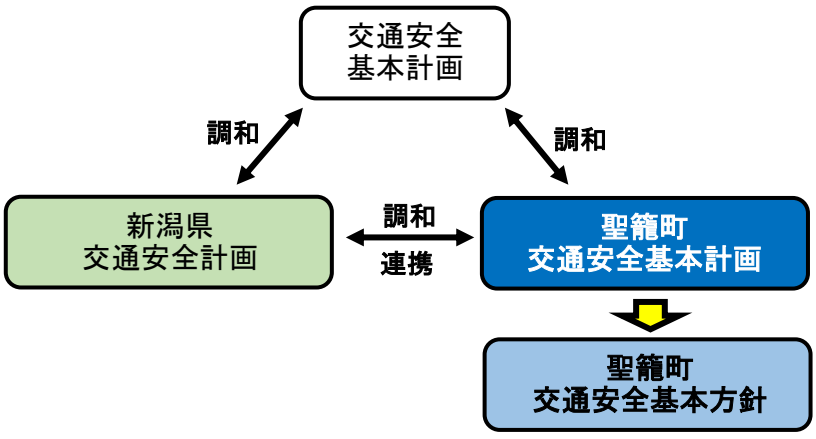

（図表 1-2-1　国・県計画等との関係）

３　計画期間

本計画は、国の交通安全基本計画及び新潟県交通安全計画と整合・調和を図る必要があることから、両計画と合わせ、令和３年度から令和７年度を計画期間とします。

また、５年間で完結するのではなく、その先も見据えた取り組みを推進していきます。

第２章　交通事故の現状

１　交通事故の推移

本町の交通事故発生件数は、新潟県と同様に概ね減少傾向にあります。

平成 23 年には 70 件の交通事故が発生しましたが、平成 27 年までに 31 件まで減少し、平成 28 年以降は横ばい状態が続いています。

負傷者数についても、平成 23 年から平成 28 年までその件数は大きく減少し、その後は横ばい状態が続いています。

一方で、平成 24 年と平成 30 年には“交通死亡事故ゼロ”を達成したものの、令和 2 年には 2 人の方が被害にあうなど、いまだ尊い命が交通事故により失われています。

■図表 2-1-1　交通事故発生状況　（単位：件）

	区　分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
新潟県	発生件数	8,983	8,383	7,556	6,317	5,345	4,694	4,304	3,799	3,484	3,076	5594.1
	死　者　数	133	107	107	103	97	107	85	102	93	64	99.8
	負傷者数	10,971	10,207	9,218	7,654	6,476	5,575	5,130	4,453	4,086	3,547	6731.7
聖籠町	**発生件数**	**70**	**50**	**44**	**36**	**31**	**24**	**32**	**31**	**30**	**26**	**37.4**
	死　者　数	**1**	**0**	**2**	**1**	**1**	**1**	**1**	**0**	**2**	**2**	**1.1**
	負傷者数	**90**	**64**	**49**	**51**	**38**	**29**	**36**	**39**	**31**	**29**	**45.6**
	計画期間	**第 9 次聖籠町交通安全基本計画**					**第 10 次聖籠町交通安全基本計画**					

（出典：新潟県交通年鑑）

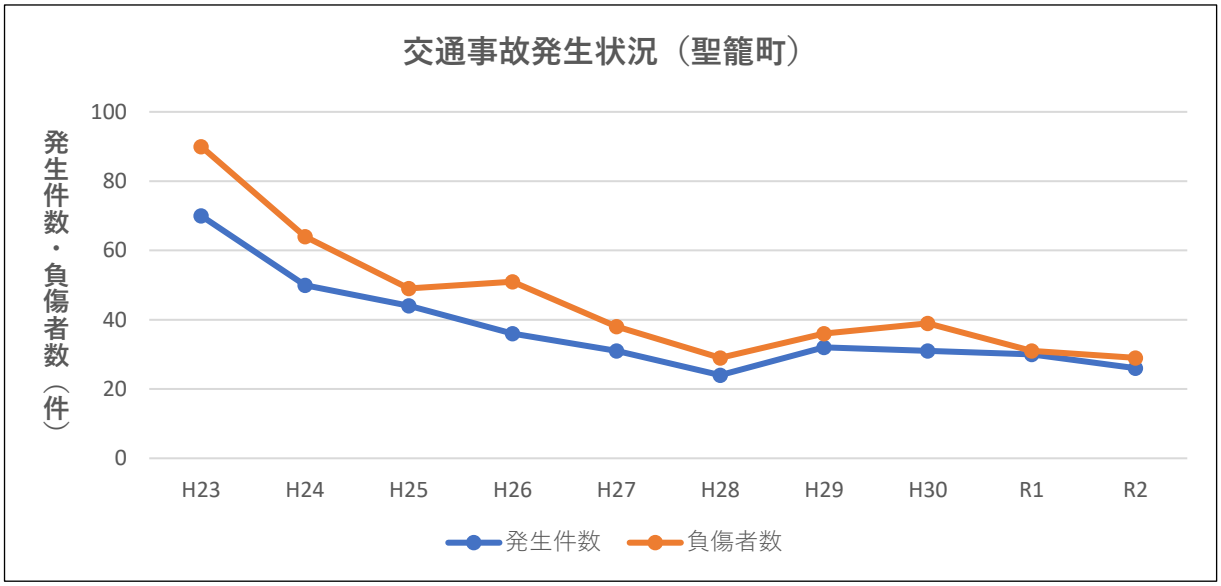

2　世代別の交通事故発生状況

本町における交通事故の発生状況を世代別にみると、高齢者が関与した事故は、平成 28 年から 10 件前後で推移し、交通事故発生件数に対する割合は、高い水準を示しています。

また、新潟県内においても、高齢者が関与する事故の割合は高い水準を示しており、高齢者の交通安全対策は、喫緊の課題であると言えます。

■図表 2-2-1　町内世代別交通事故発生状況

区　分			H28	H29	H30	R1	R2
新潟県	こども【中学生以下】	件数（件）	262	216	215	184	149
		割合（%）	**5.6**	**5.0**	**5.7**	**5.3**	**4.8**
	若者【16～24 歳】	件数（件）	669	605	490	425	374
		割合（%）	**14.3**	**14.1**	**12.9**	**12.2**	**12.2**
	高齢者【65 歳～】	件数（件）	1,828	1,731	1,585	1,547	1,394
		割合（%）	**38.9**	**40.2**	**41.7**	**44.4**	**45.3**
	発生件数（全体）	件数（件）	4,694	4,304	3,799	3,484	3,076
聖籠町	こども【～15 歳】	件数（件）	0	1	0	1	1
		割合（%）	**0.0**	**3.1**	**0.0**	**3.3**	**3.8**
	若者【16～24 歳】	件数（件）	6	6	9	4	3
		割合（%）	**25.0**	**18.8**	**29.0**	**13.3**	**11.5**
	高齢者【65 歳～】	件数（件）	10	10	12	8	10
		割合（%）	**41.7**	**31.3**	**38.7**	**26.7**	**38.5**
	発生件数（全体）	件数（件）	24	32	31	30	26

（出典：新潟県交通年鑑）

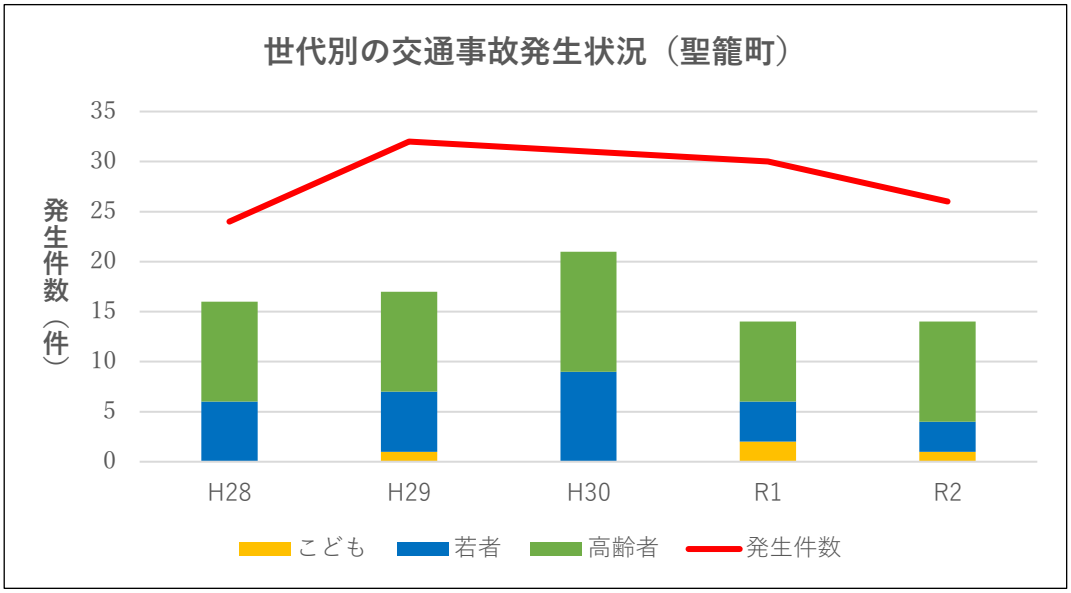

3　状態別の交通事故発生状況

本町における交通事故の発生状況を状態別にみると、近年、全国的に問題となっている歩行者と自転車が関与する事故が、ほぼ毎年発生しています。

■図表 2-3-1　状態別交通事故発生状況（聖籠町）　（単位：件）

区　分	H28	H29	H30	R1	R2	合　計
歩行者	**0**	**3**	**2**	**1**	**1**	**7**
自転車	**2**	**3**	**2**	**6**	**2**	**15**
その他 (四輪車等)	22	26	27	23	23	121

（出典：新潟県交通年鑑）

4　交通死亡事故の発生状況

本町における交通事故による死者数は、過去 10 年間で 11 人にのぼっています。

年代別にみると、高齢者が７人と最も多く、全体のおよそ６割以上を占めています。その中でも単独事故での死者が４人と、高齢ドライバーの死亡事故が顕著となっており、また、そのうち、１人の方が飲酒事故で亡くなっています。

状態別では、四輪車等の運転中による死者が５人と最も多く、次いで、歩行中の死者が３人、二輪車運転中の死者が２人、自転車運転中の死者が１人となっています。

■図表 2-4-1　世代別交通死亡事故発生状況（聖籠町）　（単位：件）

区　分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
こども 【～15 歳】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若者 【16～24 歳】	**1**	0	0	**1**	0	0	0	0	0	0	**2**
高齢者 【65 歳～】	0	0	**2**	0	**1**	0	**1**	0	**2**	**1**	**7**
その他 【25～64 歳】	0	0	0	0	0	**1**	0	0	0	**1**	**2**

（出典：新潟県交通年鑑）

■図表 2-4-2　状態別交通死亡事故発生状況（聖籠町）　（単位：件）

区　分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
歩行者	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
自転車	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他 (四輪車等)	0	0	1	1	1	1	0	0	1	2	7

（出典：新潟県交通年鑑）

■図表 2-4-3　交通死亡事故の概況（聖籠町）

年	区　分	概　　況
H23	歩	路側帯を歩行中に普通乗用車が衝突
H25	高・歩	高齢者が路肩でパンク修理中に軽乗用車が衝突
H25	高	高齢者が軽乗用車を運転中に単独で用水路へ転落
H26	他	二輪車乗車中に普通乗用車と交差点で衝突
H27	高	高齢者がトラクターを運転中に単独で畑に横転
H28	他	軽乗用車を運転中に中型貨物車と正面衝突
H29	高・歩	高齢者が道路を横断中に普通乗用車と衝突
H31	高・自	高齢者が自転車で道路を横断中に大型トラックと衝突
R1	高	高齢者がトラクターを運転中に単独で用水路へ転落
R2	他	二輪車運転中に交差点で軽乗用車と衝突
R2	高・飲	高齢者が飲酒後に軽乗用車を運転し、単独で壁に衝突

高…高齢者事故　歩…歩行者事故　自…自転車事故　飲…飲酒事故　他…その他の事故

第３章　第 11 次聖籠町交通安全基本計画における課題と目標

１　重点課題

１　高齢者の交通事故防止

高齢者が関与する事故件数は、過去５年間において 10 件前後とほぼ横ばいの状態で推移していますが、全事故に占める高齢者事故の割合は、平均で 35％と高い水準を示しています。

全国的に高齢化が問題となっており、本町においても高齢化は進展しています。今後も、ますます高齢者人口は増加していくことが見込まれており、このまま高齢化が進むと、高齢者が関与する事故件数についても増加することが予測されます。

特に、高齢ドライバーの増加に伴い、高齢者の運転中の事故が増加傾向にあることから、「補償運転」を呼びかけるなど、高齢ドライバーに特化した交通安全教室を推進するとともに、運転機能の低下を自覚できる機会を設け、また、必要に応じて、運転免許証の自主返納を呼びかけていく必要があります。

また、高齢者の歩行中の死亡事故も発生していることから、高齢者に向けた、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進とともに、歩道の整備や地域に密着した交通安全活動のさらなる充実が重要となっています。

超高齢社会を迎え、高齢者が交通事故による被害者、そして、加害者にならないよう、安心して、かつ、安全に外出や移動ができるような交通社会の形成が必要となっています。

■図表 3-1-1　高齢者事故発生状況（聖籠町）

区　分	H28	H29	H30	R1	R2	平均
発生件数（件）	24	32	31	30	26	28.6
高齢者事故（件）	**10**	**10**	**12**	**8**	**10**	**10.0**
うち、運転中の事故（件）	**9**	**8**	**10**	**8**	**9**	**8.8**
高齢者事故構成比(%)	**41.7**	**31.3**	**38.7**	**26.7**	**38.5**	**35.4**

（出典：新潟県交通年鑑）

２　歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進

過去５年間における本町の歩行者事故の発生件数は７件、自転車事故の発生件数は 15 件と、四輪車等の運転中の事故等と比較して、その発生件数は多くはありません。

しかしながら、過去５年間における歩行者及び自転車の交通事故発生件数（22 件）のうち、歩行者の死亡事故が１件、自転車運転中の死亡事故が１件と、死亡率に着目すると、高い割合を示しており、歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進が課題であると言えます。

特に、通学中などにおける児童・生徒等の安全を確保するために、各世代に合わせた交通安全教育の推進、登下校中における交通安全街頭指導の実施、通学路や生活道路、幹線道路等における歩道の整備等を推進していく必要があります。

また、ドライバーに対しては、全国的に、横断歩道における歩行者優先が徹底されておらず、横断歩道上での死亡事故が問題となっていることから、本町においても、さらなる歩行者保護のルールの徹底に向けた啓発が必要です。

■図表 3-1-3　歩行者及び自転車事故の発生状況（聖籠町）

		H28	H29	H30	R1	R2	合　計
歩行者事故	発生件数（件）	0	3	2	1	1	7
	死者数（人）	0	1	0	0	0	1
	死亡率（%）	**0.0**	**33.3**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**14.3**
自転車事故	発生件数（件）	2	3	2	6	2	15
	死者数（人）	0	0	0	1	0	1
	死亡率（%）	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**16.7**	**0.0**	**6.7**
その他	発生件数（件）	22	26	27	23	23	121
	死者数（人）	0	0	0	1	2	3
	死亡率（%）	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**4.3**	**8.7**	**2.5**

（出典：新潟県交通年鑑）

2　その他の課題

1　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

道路交通法において、全ての座席でシートベルトの着用が義務付けられています。

令和２年の新潟県警察の調査では、新潟県のシートベルト着用率は運転席・助手席ともに高い水準ですが、100%とはなっていません。また、後部座席の着用率は、運転席・助手席と比較して低い水準にとどまっています。

また、道路交通法では、幼児（６歳未満の者）へのチャイルドシートの着用も義務付けられていますが、令和元年の新潟県警察の調査では、新潟県のチャイルドシート着用率は全国平均を下回り、およそ４割の幼児がチャイルドシートを着用せずに乗車しているなど、その着用は徹底されていません。

令和２年に新潟県で発生した交通事故のうち、シートベルト（チャイルドシートを含む。以後同じ。）を着用していた場合と着用していなかった場合を比較すると、被事故者数に対する死者数、傷者数の割合は、大きな隔たりがあり、シートベルト着用の効果は顕著であると

言えます。

交通事故による被害の軽減を図るため、交通安全教育の場や広報活動等を通じて、シートベルトの効果について理解を深め、着用を促す必要があります。

■図表 3-2-1　シートベルト着用率(令和２年･新潟県)　　(単位:%)

区　　分		運転席	助手席	後部座席
新潟県	一般道	**99.2**	**97.2**	**51.3**
	高速道路	**99.8**	**99.8**	**70.6**
全国平均	一般道	99.0	96.5	40.3
	高速道路	99.7	98.5	75.8

（出典：警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査）

■図表 3-2-2　チャイルドシート着用率（令和元年・新潟県）

区　　分	着用率（%）
新潟県	**62.8**
全国平均	70.5

（出典：警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査）

■図表 3-2-3　シートベルト（チャイルドシート含む）着用・非着用の比較（令和２年・新潟県）

	着用している場合		非着用の場合	
	被事故者数（人）	全体に対する割合（%）	被事故者数（人）	全体に対する割合（%）
全体	5,130	－	176	－
死者数	17	**0.3**	11	**6.3**
傷者数	2,275	**44.3**	135	**76.7**
損傷無	2,838	**55.3**	30	**17.0**

（出典：新潟県交通年鑑）

２　飲酒運転の根絶

飲酒運転は、全国的に死亡事故やひき逃げ事故などの重大な交通事故を引き起こす要因となっており、その根絶のため、道路交通法の改正により厳罰化が行われるなど、対策が進められています。

本町における飲酒運転による交通事故は、平成 29 年から令和元年までは０件が続きましたが、令和２年には２件発生し、そのうち１人の方が亡くなるなど、死亡事故も発生しています。

飲酒運転の死亡率は、飲酒なしの場合と比較して非常に高く、わずかな飲酒量であっても大変危険な行為であることの周知を徹底するとともに、町民一人ひとりの「飲酒運転をしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の意識の高揚を図るため、引き続き、家庭や職

場など、地域が一体となって飲酒運転の根絶に取り組んでいく必要があります。

■図表 3-2-4　飲酒事故発生件数（聖籠町）　（単位：件）

区　分	H28	H29	H30	R1	R2	合　計
発生件数	**1**	0	0	0	**2**	**3**
死者数	0	0	0	0	**1**	**1**
傷者数	**1**	0	0	0	**2**	**3**

（出典：新潟県交通年鑑）

3　第 11 次聖籠町交通安全基本計画の目標

1　第 10 次聖籠町交通安全基本計画の目標達成度

第 10 次聖籠町交通安全基本計画においては、「交通死亡事故ゼロ」を目標に掲げ、各種交通安全施策を推進してきました。

交通事故発生件数については、平成 29 年に増加したものの、以降は減少傾向にあります。

一方で、交通安全施策の最大の目標である「交通死亡事故ゼロ」については、平成 30 年には目標を達成しましたが、その他の年では、交通事故による死者数は 1～2 件で推移しており、目標を達成することはできませんでした。

■図表 3-3-1　町内交通事故発生件数　（単位：件）

区　分	H28	H29	H30	R1	R2	合　計
発生件数	24	32	31	30	26	143
死 者 数	1	1	0	2	2	6
負傷者数	29	36	39	31	29	164

2　第 11 次聖籠町交通安全基本計画の目標

第 11 次聖籠町交通安全基本計画では、第 10 次聖籠町交通安全基本計画の計画期間で推進してきた各種交通安全施策を、より一層充実させることで、町内における交通事故そのものの件数を減少させ、また、町民の交通死亡事故ゼロを目指します。

〈第 11 次聖籠町交通安全基本計画の目標〉

令和７年度までに、

○　町民の交通事故死者数を、０人（交通死亡事故ゼロ）

○　町内における交通事故の件数を、３０件以下　にする。

また、交通事故被害者等は、精神的・経済的にも大きな打撃を受けているうえ、交通事故

に関する知識や情報が乏しいことが少なくないことから、被害者救済制度の周知などについても、推進していきます。

第４章　分野別の施策

町では、第 11 次聖籠町交通安全基本計画における目標達成に向け、下記のとおり施策を展開していきます。

■図表 4-1　第 11 次聖籠町交通安全基本計画における目標達成のための施策の体系

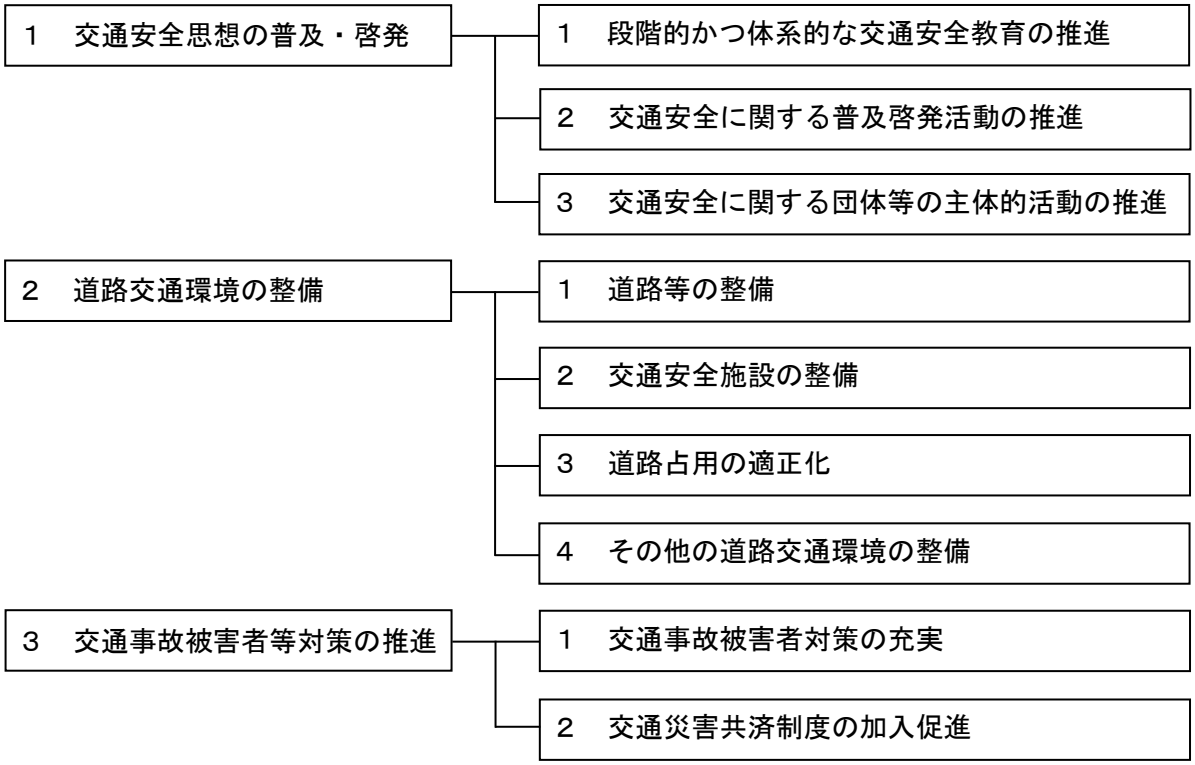

１　交通安全思想の普及・啓発

交通安全の確保には、町民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、交通ルールを遵守することが不可欠です。

町では、各世代に合わせた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、あらゆる機会を捉えた交通安全思想の普及啓発活動を推進することにより、誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育みます。

また、家庭や学校、職場などと連携を図りながら、地域ぐるみの活動が推進されるよう、交通安全意識の普及と啓発活動の充実化に努めます。

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1)　幼児の交通安全教育

心身の発達状況に応じて、身近な交通ルールを理解し、安全な歩行方法等の基礎的な技能・知識を身につけるために、計画的かつ継続的な交通安全教育を展開します。また、交通安全教室では、視覚的な教材等を用いて、分かりやすく指導します。保護者が各家庭において交通安全に関する適切な指導等ができるよう、保護者の教室への積極的な参加を促すとともに、チャイルドシート着用の徹底を呼びかけます。

(2)　小学生の交通安全教育

歩行及び自転車の利用に必要な技能・知識を習得させるために、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催します。また、保護者の日常的な指導が重要であることから、教室への保護者の積極的な参加を促します。

(3)　中学生の交通安全教育

交通安全に必要な事項、特に、安全な自転車利用のために必要な技能・知識の習得のために、参加・体験・実践型の自転車教室等を開催し、実技指導を行います。

(4)　成人等の交通安全教育

関係機関・団体と連携のうえ、交通安全意識・交通マナーの向上、運転者としての社会的責任の自覚、子ども・高齢者といった交通弱者への配慮などに対する理解の向上を図ります。

(5)　高齢者の交通安全教育

加齢に伴う身体機能の変化が、歩行や運転に及ぼす影響について、参加・体験・実践型の講習会等で理解を促します。出前型の教室や世帯訪問等では、安全に長く運転するための「補償運転」を呼びかけるとともに、交通ルール等の知識の再確認を促します。

(6)　障がい者の交通安全教育

交通安全のために必要な技能・知識の習得のため、障がいに応じた交通安全教育を推進します。

(7)　外国人の交通安全教育

外国人を雇用する事業所や関係機関・団体と連携しながら、機会を捉えて、外国人に対する、日本の交通ルールと交通マナーの普及に努めます。

２　交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1)　効果的な広報の実施

広報紙等を活用し、町民に対して、交通安全に関する様々な情報を、分かりやすく発信

します。また、各関係機関・団体と協力し、相互に資料や情報を共有することで、幅広い広報活動を展開します。

(2)　交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動期間において、広く町民に交通安全思想の普及・浸透を図ります。

(3)　横断歩行者の安全確保

運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること・横断する意思を運転者に明確に伝え安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けることなどを、交通安全教育の場や広報紙等で周知します。

(4)　自転車安全利用の推進

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー向上のため、交通安全街頭指導や広報活動を通じて、「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日交通対策本部決定）の浸透を図ります。また、ヘルメット着用による被害軽減効果について、交通安全教育の場で周知し、着用の徹底を図ります。

(5)　シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の促進

シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用方法や被害軽減効果に対する理解を深めるために、広報紙等で啓発を行います。また、交通安全教室等では、参加・体験・実践型の指導を行います。

(6)　夜光反射材の普及促進

夜光反射材の視認効果・使用方法についての理解を深めるため、交通安全教育の場や広報紙等で周知します。

(7)　悪質・危険運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進

妨害運転やながら運転などの悪質で危険な運転を根絶するため、広報紙等を通じて、違反の防止を図ります。

特に、飲酒運転については、運転者に対して、その危険性や実態への理解を深めるために、関係機関・団体と連携し、あらゆる機会をとらえて呼びかけます。また、飲食店等の酒類提供者に対し、飲酒運転防止の責務があることを周知します。

(8)　類似事故防止のための情報共有の促進

町民が交通事故の発生実態を認識し、交通事故防止の意識を持てるよう、交通事故に関する情報の提供に努めます。

(9)　安全サポート車の普及促進

全国的にペダルの踏み間違いなどの運転操作ミス等に起因する、高齢ドライバーによる交通事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢ドライバーが自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車を普及促進します。

(10)　運転免許証の自主返納の促進

運転に不安を有する高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備に向け、運転免許証を返納した方への支援の強化に努めます。

３　交通安全に関する団体等の主体的活動の推進

関係機関・団体と連携し、地域が一体となって交通安全活動を推進します。

交通安全に取り組む団体については、指導者に対する講習会や必要な資料提供を行うなど、相互間の連絡協力体制を整備します。

２　道路交通環境の整備

交通安全の推進には、人と車が円滑に通行できる道路や施設など、道路交通環境の整備が不可欠です。

幹線道路から生活道路に至るまで、適切に機能分担された安全な道路交通網の体系的整備を進めるとともに、地域の交通実態に応じた交通安全施設の整備を推進します。

１　道路等の整備

(1)　歩行空間の整備

ア　子どもや高齢者などの交通弱者をはじめとする歩行者が生活道路を安全に通行できるよう、既存道路の拡幅や歩道等の設置を推進します。

イ　児童・生徒等の安全な登下校のため、「通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検等を実施し、歩道や横断歩道の整備、安全確保のための整備・管理などを、重点的に行います。

２　交通安全施設の整備

(1)　標識等の整備

道路の機能と沿道の土地利用状況、事故危険箇所など、包括的な道路状況に応じて、道路標識・交通看板・道路反射鏡・赤色回転灯等の安全施設の適切な設置・整備を進めます。

(2)　交通安全施設の整備

社会的影響の大きい重大事故や交通死亡事故等が発生した箇所に、必要に応じて、関係機関と連携・協議し、緊急的に交通安全施設整備を行い、再発防止に努めます。

３　道路占用の適正化

(1)　道路占用許可の適正化の推進

道路構造の保全や円滑な道路交通を確保するため、道路占用許可を適正に行い、許可条件の履行や占用物件の維持管理について指導します。

(2)　不法占用物件の排除

道路パトロール等により、道路交通に支障を与える不法占用物件等の把握に努めます。

また、歩道上の不法占用物件は歩行者の通行の障害となるため、広報紙等を活用して啓発や指導を行い、不法占用物件の設置防止や排除に努めます。

４　その他の道路交通環境の整備

(1)　交通安全指導者や道路利用者の視点を活かした道路交通環境整備

道路交通環境の整備にあたっては、交通安全団体や交通安全指導員などの視点を取り入れるため、総会などの場において積極的な意見交換を行い、道路交通環境の整備に反映します。また、道路使用者などの意見・要望を踏まえ、適切に整備します。

(2)　危険箇所等における交通規制等の要請

交通事故発生箇所や危険箇所への信号機・道路標識等の設置や交通規制について、必要に応じて、公安委員会へ要請します。

３　交通事故被害者等対策の推進

１　交通事故被害者対策の充実

交通事故被害者等に対しては、新潟県が行う交通遺児基金による各種交通遺児支援事業等の活用を推進します。

２　交通災害共済制度の加入促進

交通災害共済への加入を促すなど、町民相互の救済意識の向上を図ります。

第 11 次聖籠町交通安全基本計画

２０２２年３月策定

聖籠町生活環境課

〒957-0192　新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山１６３５番地４
電　　話　０２５４－２７－２１１１
ファクシミリ　０２５４－２７－２１１９
電子メール　seikan@town.seiro.niigata.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　www.town.seiro.niigata.jp